

平成20年第3回竜王町議会定例会（第1号）

平成20年9月5日

午前11時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第48号 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例および竜王町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第49号 竜王町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第50号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第51号 平成20年度竜王町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議第52号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第53号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第54号 平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第55号 平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第56号 平成20年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第57号 平成20年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第58号 平成19年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第59号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第60号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第61号 平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第62号 平成19年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議第63号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第 19 議第 64 号 平成 19 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

日程第 20 議第 65 号 平成 19 年度竜王町水道事業会計決算認定について

日程第 21 報第 4 号 平成 19 年度竜王町健全化判断比率について

日程第 22 報第 5 号 平成 19 年度竜王町資金不足比率について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
5番	山添勝之	6番	圖司重夫
7番	貴多正幸	8番	蔵口嘉寿男
9番	菱田三男	10番	小森重剛
11番	若井敏子	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員

なし

4 会議録署名議員

4番	山田義明	5番	山添勝之
----	------	----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	代表監査委員	小林徳男
副町長	青木進	教育長	岩井實成
会計管理者	布施九藏	総務政策主監	小西久次
住民福祉主監	北川治郎	産業建設主監兼農業委員会事務局長	川部治夫
総務課長	赤佐九彦	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	山添登代一	福祉課長	松瀬徳之助
建設水道課長	田中秀樹	教育次長	松浦つや子
学務課長	木村公信	生涯学習課長	竹内健

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	村井耕一	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開会 午前11時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人です。よって、定足数に達していますので、これより平成20年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年第3回竜王町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご繁忙の中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

この夏は例年にないほどの暑さが続きましたが、8月末より集中豪雨が繰り返して起こってくる不順な気候状態になっています。かような時ではございますが、議員の皆さま方におかれましては、お変わりなくご健勝にて日々議会活動にご専念いただき、町政万般にわたり格段のご指導とご鞭撻を賜っておりますことに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、私が町長に就任させて頂きましてより約2ヶ月半、議会議員の皆さま方をはじめ各関係者皆さまの深いご理解とご協力のもとで、山口前町長の流れを引き継ぎながら、未来に羽ばたく夢とやすらぎのあるまちづくりに向けて歩みだしたところでございます。これも地域住民の皆さん方のご理解とご支援、さらには議員各位のご指導があつてのことであり、重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

このところ、世情は混迷度を増して来ました。原油高騰から波及して諸物価の値上がりで、家計にも大きな影響が出始めています。また、経済の動向もはっきりと下降方向になっており、先の読めない不透明な状態に入っております。このたびの景気下降要因として、鉱物資源の高騰や米国経済の低迷および中国市場の変動という日本をとりまく状況が根深いものであることから、長期に及ぶことが懸念されます。

国政レベルで対応していただかねばならない課題が山積みする中で、福田首相の辞任という事態にいたりしました。今や自治体は、自分たちのことは自分たちで守ることの重要性を再認識いたさねばならないと考えています。私といたしましては、初めての定例議会でもございます。これからの竜王町のまちづくりにおいて、国の動き、日本経済の動向をしっかりと見定め、竜王町住民の皆さんにやすら

ぎのあるまちとして実感していただけるように、一步一步確実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

私は、町の隅々にまで目を届かせ、忘れられた存在がないようにと訴えてまいりました。社会的弱者の方にしわ寄せが行くようなことがあってはならないものです。皆さんの意見を拝聴し、話し合いの場を持ち、知恵を結集して、竜王町としてできるところから取り組みたいと考えております。当面する課題、また短期・中長期に及ぶ諸問題に対し全力を傾注する覚悟でございますので、さらなるご指導とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、本定例会に提案させていただく案件は、条例改正3件、平成20年度一般会計補正予算および平成20年度特別会計補正予算で7件、平成19年度一般会計歳入歳出決算認定および平成19年度特別会計歳入歳出決算認定で8件、計18件の議案および平成19年度竜王町健全化判断比率および資金不足比率として2件の報告を提出させていただきますので、慎重審議をいただき、お認めを賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

○議長（寺島健一） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第 1 会議録署名議員の指名**

**○議長（寺島健一）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、4番 山田義明議員、5番 山添勝之議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（寺島健一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により
会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。
それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |         |          |                                                  |
|---------|----------|--------------------------------------------------|
| 日程第 3   | 議第 4 8 号 | 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例および竜王町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4   | 議第 4 9 号 | 竜王町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例              |
| 日程第 5   | 議第 5 0 号 | 竜王町税条例の一部を改正する条例                                 |
| 日程第 6   | 議第 5 1 号 | 平成 2 0 年度竜王町一般会計補正予算（第 3 号）                      |
| 日程第 7   | 議第 5 2 号 | 平成 2 0 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）        |
| 日程第 8   | 議第 5 3 号 | 平成 2 0 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 1 号）        |
| 日程第 9   | 議第 5 4 号 | 平成 2 0 年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）              |
| 日程第 1 0 | 議第 5 5 号 | 平成 2 0 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）                 |
| 日程第 1 1 | 議第 5 6 号 | 平成 2 0 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）                  |
| 日程第 1 2 | 議第 5 7 号 | 平成 2 0 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 1 号）                    |
| 日程第 1 3 | 議第 5 8 号 | 平成 1 9 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について                     |
| 日程第 1 4 | 議第 5 9 号 | 平成 1 9 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について       |
| 日程第 1 5 | 議第 6 0 号 | 平成 1 9 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について       |
| 日程第 1 6 | 議第 6 1 号 | 平成 1 9 年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 日程第 1 7 | 議第 6 2 号 | 平成 1 9 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 日程第 1 8 | 議第 6 3 号 | 平成 1 9 年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                |
| 日程第 1 9 | 議第 6 4 号 | 平成 1 9 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                 |

**日程第 20 議第 65号 平成 19 年度竜王町水道事業会計決算認定について**

**日程第 21 報第 4号 平成 19 年度竜王町健全化判断比率について**

**日程第 22 報第 5号 平成 19 年度竜王町資金不足比率について**

**○議長（寺島健一）** 日程第 3 議第 48号から日程第 20 議第 65号までの 18 議案および日程第 21 報第 4号、日程第 22 報第 5号の 2 報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** ただいま一括上程いただきました議第 48号から議第 65号までの 18 議案および報第 4号・報第 5号の 2 報告につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。まず、議第 48号から議第 57号までの 10 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 48号、竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例および竜王町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、条例改正を必要とする背景からご説明を申し上げます。

既に、公益法人制度改革を行うため、関係法律が平成 18 年 6 月 2 日に公布されました。これは民間の非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度が創設されたものであり、大部分の規定が本年 12 月 1 日から施行されます。

平成 18 年 6 月 2 日に公布されました法律は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」および「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の 3 つの法律であります。これらの法律の施行により、竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例および竜王町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正するものでございます。

まず、竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。「公益法人」が「公益的法人」に改められましたので、題名および条文中の文言を改めるものでございます。「公益法人」が「公益的法人」に改められたのは、公益法人認定法の規定による「公益法人」と法整

備がされる前の「公益法人」とを区分する必要が生じたためでございます。

2つ目に、竜王町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。関係法律の整備に関する法律の規定による地方自治法の改正で、地縁団体に係る規定が改正されたことにより改正するものです。改正前の地方自治法においては、認可地縁団体に係る規定は、主に同法第260条の2で規定され、同条第15項において民法の規定の多くが認可地縁団体に準用されていましたが、今回の改正で民法のこれらの規定が削られたため、地方自治法において新たに規定がされました。関係する根拠条文が改正になったことにより、今般、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第49号、竜王町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、本年6月18日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法における議員の報酬に関する規定の整備がなされ、議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、議員に対する報酬の名称を「報酬」から「議員報酬」に改められました。

施行日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行日を定める政令により本年9月1日とされましたことから、改正するものでございます。

次に、議第50号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、ご承知いただいておりますとおり、今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布されたことに伴いまして、竜王町税条例の一部を改正させていただいたものでございます。地方税法の改正につきましては、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、とりまとめられたものでございます。

主な内容を申し上げたいと存じます。改正事項の中で、寄附金税制の拡充、金融・証券税制の見直し、公的年金からの特別徴収制度の導入が主なものでございますが、これらは、数年来にわたり個人住民税における大きな課題とされてきた事項であります。

まず、第34条の2・第34条の7につきましては、寄附金税額控除を新設するものであります。このことにつきましては、都会に転出した者が成長する際に地方公共団体が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕組みをつくることのできないかという地方公共団体の意見や、自分が生まれ育った「ふるさと」



に対して貢献または応援をしたいという納税者の意見などを踏まえ、いわゆる「ふるさと納税」の導入について、現行の地方公共団体に対する寄附金税制を拡充されたものであります。

内容は、都道府県・市町村または特別区や共同募金会・日本赤十字社に対する寄附金について、その寄附金が5,000円を超える場合、基礎控除額と特別控除額を合計した金額を税額控除するものであります。ただし、前年の総所得金額の30%までを限度額とするものであります。

次に、第47条の2から第47条の6関係につきましては、公的年金からの特別徴収制度の導入であります。公的年金からの特別徴収の対象者は、個人町民税の納税義務者であって、前年度中の初日において老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方が対象となります。なお、老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方、特別徴収税額が老齢基礎年金の年額を超える方、当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き竜王町に住所を有する方でない方等は、対象となりません。

次に、附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例として、公益法人等に対する贈与または遺贈があった財産で、国税庁長官の承認を取り消された場合における当該公益法人に対する当該財産に係る所得割の課税を行うものであります。

また、附則第19条の6では、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除であります。上場株式等に係る譲渡損失の配当所得との損益通算が行える改正であります。

その他の地方税法の改正による引用条項のずれによります所要の規定の整備等でございます。

次に、議第51号、平成20年度竜王町一般会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が49億8,100万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2億2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億900万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、市区町村における地方税の電子化と個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入を国が推進しており、これに対応するためのエルタックス審査システム初期導入委託料と住民税年金特徴税基幹システム改修委託料のそれぞれ増額、税源移譲に伴う所得変動に係

る住民税減額措置等による町税過年度過納還付金の増額、国の地域介護・福祉空間整備交付金事業の採択を受け、竜王町保健センター・竜王町農村女性の家および竜王町総合運動公園の一部を介護予防拠点施設として再整備するための工事請負費・初動備品整備等にかかります介護予防拠点施設整備事業費の増額、土地改良施設等維持補修工事費の増額、琵琶湖総合保全市町交付金事業として善光寺川河川環境美化整備事業費の増額、平成22年に行われます近江八幡八日市都市計画区域の変更に向けての都市計画定期見直し業務委託料の増額、武道交流会館の設計業務委託料と地質・土質調査業務委託料の増額等をお願いするものでございます。

また、債務負担行為補正につきましては、先ほど提案説明をいたしました都市計画定期見直し業務委託料について、追加をお願いするものでございます。

次に、議第52号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が8億7,500万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ740万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,240万6,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、後期高齢者支援金の額や老人保健医療費拠出金の額が決定したことによりますそれぞれの負担金の増額等でございます。

歳入予算では、その他繰越金が735万4,000円、雑入につきましては、前期高齢者の一部負担金の凍結に伴う療養費支給分の補填収入5万2,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出予算では、国民健康保険団体連合会負担金44万9,000円の増額、保険給付費について一般被保険者療養費が5万3,000円、退職被保険者等療養費が20万円のそれぞれ増額、額の決定により後期高齢者支援金が345万6,000円、前期高齢者納付金が13万3,000円、老人保健医療費拠出金が161万5,000円のそれぞれ増額、国民健康保険税の遡及喪失等による過年度過納還付金が120万円の増額をお願いするものでございます。

次に、議第53号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）医科につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が8,200万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,750万

円といたしたいものでございます。

補正予算の内容は、平成20年4月1日付の職員の人事異動に伴います人件費の調整にかかる一般管理費の増額でございます。歳入予算では、繰越金の増額でございます。

次に、議第54号、平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が1億6,196万6,000円でございます。今回、歳出予算について組み替えをいたしたいものでございます。

補正予算の内容は、高額療養費の支給が見込みを上回ることから医療給付費と医療支給費の予算調整により医療給付費60万円の減額と医療支給費60万円の増額でございます。

次に、議第55号、平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が10億5,800万円でございます。今回、歳入歳出予算それぞれについて組み替えをいたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、特定環境保全公共下水道管渠工事について、岡屋地先の幹線整備延長増加に伴い、工事請負費が430万円の増額と事業費の組み替えにより特環公共下水道測量試験業務委託料が30万円、水道移転補償費が400万円のそれぞれ減額でございます。

歳入予算につきましては、下水道事業債について特定環境保全公共下水道事業債が260万円、琵琶湖流域下水道事業債が70万円のそれぞれ増額と、財源調整による一般会計からの繰入金330万円の減額でございます。また、地方債につきましては、地方債の限度額を、公共下水道事業では260万円を増額し4億60万円に、流域下水道事業では70万円を増額し1億1,470万円に変更させていただくものでございます。

次に、議第56号、平成20年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額は5億3,100万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ747万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,847万4,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成19年度の介護給付費および地域支援事業費の確定により、前年度に受入をいたしておりました国庫支出金・支払

基金交付金・県支出金について一部返還が生じたので、諸支出金といたしまして償還金747万4,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入予算につきましては、繰越金が747万4,000円の増額でございます。

次に、議第57号、平成20年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、平成20年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入および支出の既決予定額は、それぞれ3億円でございます。今回、歳出予算について組み替えをいたしたいものでございます。また、第4条で定めました資本的支出の既決予定額1億3,195万3,000円に276万円を増額し、資本的支出を1億3,471万3,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出で薬品費235万円の減額、綾戸水源地撤去に伴います固定資産除却費を235万円の増額、資本的支出で改良事業費といたしまして薬師配水管布設替測量設計に伴います委託料261万円の増額、固定資産購入費といたしまして、備品購入に伴います工具器具及び備品が15万円の増額でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補てん財源につきましても改正させていただくものです。

以上、議第48号から議第57号までの10議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第51号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜りご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 赤佐総務課長。

**○総務課長（赤佐九彦）** ただいま、町長から提案理由の説明があったわけですが、平成20年度竜王町一般会計補正予算（第3号）の内容について、お手元配付の『補正予算の概要』により説明させていただきたいと思っております。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、小規模土地改良事業地元分担金が319万2,000円の増額、国の事業採択を受け、地域介護・福祉空間整備交付金が9,900万円の増額、県事業費補助単価の見直しにより放課後児童健全育成事業費県補助金が122万1,000円の増額、県の事業採択を受け、近江の園芸特産チャレンジャー事業県補助金が130万2,000円、小規模土地改良事業県補助金が115万8,000円のそれぞれ増額、県民税徴収事務取扱交付金が802万7,000円、前年度繰越金が1億809万4,000円のそれぞれ増額、琵琶湖の総合保全にかかる取り組みの実施に対します琵琶

湖総合保全市町交付金が300万円の増額などがございます。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、市区町村における地方税の電子化と個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入を推進するために、国は平成20年度中にエルタックス（電子申告）のサービス構築を進めており、これに対応するためエルタックス審査システム初期導入委託料が458万9,000円、公的年金からの特別徴収の円滑処理にかかる住民税年金特徴税基幹システム改修委託料が1,470万円のそれぞれ増額、税源移譲に伴う所得変動に係る住民税減額措置等により町税過年度過納還付金が2,800万円の増額、前年度の障害者福祉事業にかかる国の負担金精算に伴います過年度障害者自立支援給付費等負担金返還金が273万1,000円、国の地域介護・福祉空間整備交付金事業の採択を受け、竜王町保健センター・竜王町農村女性の家および竜王町総合運動公園の一部を介護予防拠点施設として再整備するための3ヶ所の介護予防拠点施設工事が1億2,000万円、同介護予防拠点施設の整備に伴います初動備品の備品購入費が2,150万円のそれぞれ増額、放課後児童健全育成事業委託料が183万3,000円の増額、施設の稼動にかかる燃料費の高騰等に伴います八日市布引ライフ組合衛生負担金が169万6,000円の増額、県の事業採択により竜王町果菜組合が行いますパイプハウスの生産基盤整備にかかる近江の園芸特産振興対策事業補助金が179万1,000円の増額と、山中ほ場整備事業で整備されました揚水ポンプの老朽化に伴います維持補修工事が449万円の増額、琵琶湖総合保全市町交付金事業として、竜王町の西の玄関口にあたります善光寺川の景観整備について住民の皆さんとの協働により実施させていただきます。これらの善光寺川河川環境美化事業費に319万4,000円、平成22年に行われます近江八幡八日市都市計画区域の変更に向けての都市計画定期見直し業務委託料が177万5,000円のそれぞれ増額、下水道特別会計繰出金が330万円の減額、総合運動公園内ドラゴンハットに設置の自動火災報知器の老朽化による修繕や同体育館のフローリング修繕に163万5,000円の増額、国の事業採択により小学校理科教育等設備整備備品が102万4,000円の増額、中学校における体育館バスケットゴールが開閉できなくなったことにより使用に支障が生じること等から体育館改修工事に176万7,000円、公民館事務室の大型エアコンの老朽化による故障のため公民館事務室等空調機器改修工事に118万7,000円のそれぞれ増額、武道交流会館建築工事にかかる設計業務委託料が185万円と、同施設の建設予定地の地盤が脆弱とのこと

から地質・土質調査業務委託料が267万8,000円のそれぞれ増額などでございます。

次に、債務負担行為補正の内容につきましては、都市計画定期見直し業務について、平成22年に行われます近江八幡八日市都市計画区域の変更に向け、平成20年度から平成21年度の2ヵ年にかけて計画見直し業務となりますことから、これが都市計画定期見直し業務について債務負担行為の追加をお願いするものです。

以上、誠に簡単でございますが、平成20年度竜王町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 続きまして、議第58号から議第65号までの8議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第58号、平成19年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定、議第59号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定、議第60号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定、議第61号、平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定、議第62号、平成19年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定、議第63号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定および議第64号、平成19年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の7議案につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月1日から7日間にわたり町監査委員さんによる決算審査を終えましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

次に、議第65号、平成19年度竜王町水道事業会計決算認定につきましては、去る6月5日に町監査委員さんの審査を終えましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定に付するものでございます。

平成19年度につきましても、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努めてきたところでありますが、収益的収支におきまして、収益が3億448万3,088円で、費用が2億8,386万338円となり、2,062万2,750円の純利益となったものでございます。

以上、議第58号から議第65号までの8議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、会計管理者および担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い

申し上げ、提案理由といたします。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで、午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

布施会計管理者。

○会計管理者（布施九藏） ただいま、町長から提案理由を申し上げました議第58号から議第64号までの7議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

平成19年度一般会計ならびに各特別会計のそれぞれの決算につきましては、地方自治法第233条第1項および地方自治法施行令第166条ならびに同法施行規則第16条および第16条の2の規定により調製をいたしましたもので、その決算概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心にご説明申し上げたいと思います。決算報告書の1ページをご覧いただきたいと思っています。

一般会計の決算額は、歳入総額が59億1,161万2,061円で、歳出総額が55億4,193万7,869円となり、歳入歳出差引額は3億6,967万4,192円であります。

このうち、平成20年度に繰り越しました事業に要する財源346万4,000円を差し引きますと、実質収支額は3億6,621万192円の黒字となります。ここから平成18年度の実質収支額を差引きますと、単年度収支額は1億267万4,191円の黒字となります。さらに、単年度収支額に財政調整基金への積立金4億9,878万9,531円と同基金からの取り崩し額2億7,300万円を調整いたしますと、実質単年度収支額は3億2,846万3,722円の黒字ということになります。

次に、決算報告書の1ページ後段から7ページと、116ページから118ページの円グラフにより、決算収支の状況につきましてご説明申し上げます。平成19年度の歳入の財源構成状況、歳出の目的別ならびに性質別構成状況を図示いたしますと、円グラフのようになります。

まず、歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が81.9%、依存財源が18.1%となっております。前年度は、自主財源が57.2%、依存財源が4

2.8%でありました。このことから、全体に占める自主財源の割合は依存財源を大きく上回っており、前年度と比較いたしますと24.7ポイントの大幅な増加となっております。

自主財源比率が大幅に伸びた要因は、平成18年度は町債の借り換えを行ったことにより依存財源の割合が高くなり、結果として平成18年度の自主財源比率が押し下げられたことによるものと、さらに、平成19年度の自主財源の町税が対前年度比29%の大幅な増加となったことによるものでございます。

自主財源・依存財源それぞれの項目を前年度と比較いたしますと、自主財源の総額は48億4,031万9,000円で8億3,942万2,000円の増、対前年度比では21%の増となっております。自主財源の増加した主な項目は、町税が40億2,444万2,000円で9億442万7,000円の増、繰越金が2億7,176万9,000円で4,825万4,000円の増となっております。なお、減少した主な項目は、繰入金が2億7,300万円で1億700万円の減となっております。

一方、依存財源の総額は10億7,129万3,000円で19億1,418万1,000円の減、対前年度比では64.1%の減となっております。依存財源の減少した主な項目は、町債が2億2,830万円で18億3,280万円の減、地方譲与税が5,763万円で1億1,222万3,000円の減、地方特例交付金が1,349万5,000円で2,705万5,000円の減となっております。なお、増加した主な項目は、県支出金が3億2,436万5,000円で4,788万3,000円の増となっております。

次に、歳出の構成比を目的別に見てみますと、民生費が17.4%、諸支出金が13.5%、公債費が13.0%、教育費が12.5%、農林水産業費が12.0%、総務費が10.4%、土木費が7.4%、衛生費が6.2%、消防費が4.0%、商工費が2.1%、議会費が1.2%、労働費が0.3%となっております。前年度と比較いたしますと、歳出総額は55億4,193万8,000円で11億7,266万4,000円の減、対前年度比では17.5%の減となっております。減少となりました主な項目は、公債費が7億2,163万円で15億3,186万6,000円の減となり、対前年度比では68%の大幅な減少となっております。これは、町債の償還にかかる公債費支出の各年度間の平準化を図るため、前年度に借り換え措置を行ったことによるものです。

なお、町債の年度末残高は68億9,705万2,790円で、18年度末から



3億7,200万円余り減少いたしております。

次に、土木費が4億1,284万9,000円で、町単独道路改良工事費等の減により6,504万6,000円の減、対前年度比で13.6%の減となっております。さらに、総務費が5億7,585万円で、妹背の里指定管理料等の減により3,514万4,000円の減、対前年度比で5.8%の減となっております。その他、消防費が2,993万5,000円の減、衛生費が1,845万9,000円の減となっております。

一方、増加となりました主な項目は、諸支出金が7億4,949万6,000円で、財政調整基金等の積立により2億9,501万3,000円の増、対前年度比では64.9%の大幅な増加となっております。次に、農林水産業費が6億6,246万3,000円で、山之上農林公園施設整備事業用地取得費等により1億2,145万4,000円の増、対前年度比では22.4%の増となっております。その他、民生費が8,319万7,000円、9.4%の増、商工費が1,370万7,000円、13.1%の増となっております。

次に、決算報告書118ページの円グラフでございます性質別の構成比で見ますと、補助費等は18.7%、人件費は18.0%、積立金は13.5%、公債費は13.0%、物件費は12.7%、繰出金は9.2%、扶助費は7.5%、普通建設事業費は6.7%、維持補修費は0.4%、貸付金は0.3%となっております。

性質別の前年度比較におきましては、公債費が7億2,163万円で15億3,186万6,000円の減、対前年度比では68%の大幅な減少となっておりますが、これは、先にも述べましたとおり、前年度に町債の借り換えを行ったことによるもので、この借り換えに係る償還元利金が17億3,635万円でございます。したがって、実質的には公債費が2億448万4,000円増加していることとなります。

次に、繰出金が5億1,148万5,000円で1億6,449万円の減、対前年度比で24.3%の減となっておりますが、これは、前年度に基金の繰替運用による繰出があり、土地開発基金8,500万円、地域福祉基金1億2,000万円が含まれていたことによるものでございます。

一方、積立金が7億4,928万円で5億1万7,000円の増、対前年度比で200.6%の大幅な増加となっておりますが、これは、税源移譲や定率減税の廃止に伴う個人町民税の増加、固定資産税の償却資産分の増加、大手企業の業績

が好調であったことによる法人町民税の増加に伴い、町税収入が大幅に増加したことから、後年度の財源留保を図るため基金に積み立てたもので、それぞれの基金の運用利子の積立以外に、財政調整基金に4億9,700万円、減債基金に5,000万円、教育厚生施設等整備基金に2億円、それぞれ積立を行っています。

次に、普通建設事業につきましては3億7,250万6,000円で8,546万9,000円の減、対前年度比で18.7%の減となっております。主な事業は決算報告書2ページに列記しておりますので、ご披見いただければと思います。

なお、決算の具体的内容につきまして、歳入は、決算報告書の3ページから7ページに款別に順を追って説明をしておりますので、説明を省略させていただきます。歳出につきましては、決算報告書の8ページから118ページにわたり各所属別に、予算科目順に事務事業の内容と事業の成果表を合わせて列記しておりますので、ご披見いただきますようお願いいたします。なお、説明は省略させていただきます。

また、決算書の176ページから180ページには公有財産の土地及び建物の19年度中の増減ならびに年度末現在高を、また、180ページには出資金ならびに出損金の年度末状況を、さらに、181ページから184ページには30万円以上の重要物品を、185ページには基金の運用状況を記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、「土地開発基金」および「用品等調達基金」の運用状況につきましては、別冊の調書をお届けいたしておりますので、併せてご参照いただきますようよろしくようお願いいたします。

以上、平成19年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算概要につきましてご説明申し上げます。決算報告書の119ページをご覧いただきたいと思います。

決算収支の状況は、歳入総額が9億4,280万6,551円、歳出総額が8億8,409万817円で、歳入歳出差引額は5,871万5,734円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は1,966万6,108円の黒字となり、財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支額は1,967万714円の黒字となります。

歳入の主なものとしたしましては、決算書の191ページの国民健康保険税が

2億8,679万9,834円、192ページの国庫支出金が国庫負担金と補助金を合わせまして2億1,605万1,593円、194ページの療養給付費等交付金が2億1,705万4,219円、196ページの一般会計からの繰入金で5,161万2,082円でございます。

次に、歳出の主なものとしたしましては、202ページの保険給付費が5億5,072万2,044円で、205ページの老人保健拠出金が1億2,672万2,081円でございます。

なお、国保の加入世帯数および被保険者数等につきましては決算報告書の119ページに記載いたしておりますので、ご披見いただきたいと思います。また、決算書の214ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、国保事業勘定の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。決算報告書は126ページからでございます。

まず、医科の決算収支でございますが、歳入総額が1億42万2,424円、歳出総額が8,607万3,406円で、歳入歳出差引額は1,434万9,018円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は737万3,100円の黒字となり、財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支額は274万5,676円の黒字となります。

歳入の主なものとしたしましては、決算書の220ページ、診療収入の8,391万7,040円であります。歳出では、225ページの総務費、4,079万1,365円でありまして、人件費ならびに施設の維持管理費でございます。次に、228ページの医業費は4,293万6,233円で、医薬品や医療用消耗器材費、医療用機械器具費でございます。以上が、簡単でございますが、医科の内容でございます。

次に、決算報告書の128ページでございますが、歯科の決算収支につきましてご説明申し上げます。歳入総額が5,266万206円、歳出総額が4,973万8,015円で、歳入歳出差引額は292万2,191円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから、前年度の実質収支額を差し引きますと、

単年度収支額は132万8,525円の赤字となり、財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支額は63万1,129円の赤字となります。

歳入の主なものは決算書の231ページ、診療収入の3,975万2,620円と、233ページの繰入金702万1,000円でございます。歳出では235ページの総務費が4,025万3,706円で、人件費ならびに施設の維持管理費などでございます。また、238ページの医業費は878万6,913円となっております。

なお、決算書の242ページに財産に関する調書を添付いたしておりますのでご参照いただきたいと思います。

以上、国保施設勘定の医科・歯科にかかります決算概要の説明とさせていただきます。

次に、平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。決算報告書は、132ページからでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が9億4,677万8,413円、歳出総額が9億7,353万1,041円でございます。歳入歳出差引額は2,675万2,628円の歳入不足となりましたので、翌年度の歳入繰上充用金で歳入不足を補てんしたものでございます。

歳入の主なものは、決算書の247ページ、支払基金交付金が5億228万円で、これは、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。次に、国庫支出金が2億9,654万9,151円、県支出金が7,227万261円、一般会計からの繰入金が7,502万4,009円でございます。

次に、歳出でございますが、決算書は251ページでございます。そのほとんどが老人保健医療の医療給付費で、9億4,073万4,716円でございます。決算総額の96.6%を占めています。前年度と比較いたしますと、給付額では3.8%の増となっておりますが、件数におきましては4.3%の減となっております。

以上、老人保健医療事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、平成19年度竜王町学校給食事業特別会計の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。決算報告書は、135ページからでございます。決算収支の状況でございますが、歳入総額が5,849万1,464円、歳出総額が5,828万485円で、歳入歳出差引額は21万979円となりまして、実質収支額も

同額となっております。

歳入でございますが、決算書は258ページでございます。そのほとんどが給食費負担金でございます。決算額は5,791万336円で、歳入総額の99%となっております。

歳出につきましては260ページで、ほとんどが給食材料費で、決算額が5,762万6,133円でございます。これもまた歳出総額の98.9%を占めております。その他は、パンの包装・加工の委託料と消費税の納付金であります。

以上、簡単でございますが、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、平成19年度竜王町下水道事業特別会計の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。決算報告書は、138ページからでございます。決算収支の状況でございますが、歳入総額が9億593万3,230円、歳出総額が8億7,045万5,713円で、歳入歳出差引額は3,547万7,517円となります。翌年度へ繰越しました事業に要する財源につきましては決算書の277ページに記載いたしておりますが、繰越財源が731万8,000円でございますので、実質収支額が2,815万9,517円になるものでございます。

次に、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。決算書は265ページからでございます。使用料及び手数料の決算額は、1億3,581万681円となっております。また、266ページの国庫支出金は1億2,670万円で、特定環境保全公共下水道事業の国庫補助金でございます。次に、267ページの繰入金は一般会計からの繰入で2億5,876万9,000円であります。さらに、268ページの町債は3億3,160万円となっております。

次に、歳出の主なものといしましては、270ページでございますが、農業集落排水事業費の決算額が966万5,334円で、殿村と山中のそれぞれの処理施設にかかります維持・管理経費でございます。

次に、271ページの公共下水道事業費の決算額は4億2,209万4,304円でございます。そのうち管渠築造費が3億3,683万8,333円でございます。岡屋と薬師地先の面整備やマンホールポンプを薬師に設置いたしました。

なお、この決算額には、平成18年度からの繰越事業1億2,710万9,740円が含まれています。

次に、276ページの公債費の決算額は、4億3,869万6,075円でございます。このうち、償還元金は2億6,341万6,432円でございます。町

債の年度末残高は5億5,553万5,086円で、18年度末から6,800万円余り増加しております。

なお、決算書の278ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思っております。

以上、下水道事業特別会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、平成19年度竜王町介護保険特別会計の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。決算報告書は142ページからでございます。決算収支の状況でございますが、歳入決算額が5億2,787万9,593円、歳出決算額が4億9,545万2,925円で、歳入歳出差引額は3,242万6,668円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものといたしましては、決算書の284ページ、介護保険料が9,242万5,246円、285ページの国庫支出金が1億1,477万2,702円、286ページの支払基金交付金が1億4,686万2,499円、287ページの県支出金が7,106万9,850円、289ページの一般会計からの繰入金金が7,200万6,773円でございます。

歳出の主なものといたしましては、295ページの保険給付費4億5,696万6,383円でございます。また、301ページの地域支援事業費は1,499万8,603円でございます。この地域支援事業費は、介護保険法の改正に伴い平成18年度より新たに組みをいたしているもので、地域包括支援センターを設置し、要介護状態にならないように予防対策を講じているもので、医療や介護の総合相談、介護予防ケアマネジメント等の事業に要した費用でございます。307ページの諸支出金の償還金1,456万808円につきましては、過年度分の介護給付費に係る精算によるもので、国・県支払基金にそれぞれ返還いたしたものでございます。

詳細につきましては、決算報告書の142ページから145ページに一般状況を、145ページ以降に経理状況を、それぞれ記載させていただいております。

また、決算書の309ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

以上、介護保険特別会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** ただいま、町長から提案理由を申し上げます議第6

5号、平成19年度竜王町水道事業会計の決算内容について、説明を申し上げます。

最初に、平成19年度の事業の概要につきまして申し上げます。水道事業につきましては、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め事業の運営を行ってまいりました。本年度の給水人口は1万2,695人で、前年度と同じとなっています。また、年間総配水量は178万4,913 $\text{m}^3$ であり、前年度より10万7,129 $\text{m}^3$ の増加となりました。そのうち県水受水量は174万5,133 $\text{m}^3$ でありまして、総配水量の97.8%を占めております。年間有収水量につきましては152万4,583 $\text{m}^3$ であり、前年度より4万5,352 $\text{m}^3$ の増加でありました。増加の原因といたしましては、営業用および工業用使用量が増加したものであるかと思われまます。

経営状況につきましては、収益的収支の収益の総額は3億448万3,088円で、前年度と比較しますと877万6,751円の増加となりました。しかし、この収入の中には町からの補助金1,880万円が含まれています。一方、費用の総額は2億8,386万338円で、前年度と比較しますと315万5,941円の増加となりました。費用の増加につきましては、受水費、修繕費などの増加によるものでございます。

以上のことから、収益、費用、差引決算額といたしましては、2,062万2,750円の純利益となったものでございます。今後も引き続き水道事業の運営につきましては、さらに経費の節減等に努めながら事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

それでは、決算書に基づきまして、決算の内容をご説明いたします。まず、1ページの平成19年度竜王町水道事業決算報告書をご覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては、営業収益と営業外収益を合わせまして、決算額が3億1,864万4,711円で、そのうち仮受消費税は1,641万8,694円でございます。支出におきましては、水道事業費といたしましては、営業費用と営業外費用を合わせまして決算額が2億9,413万5,361円で、そのうち仮払消費税は1,027万5,023円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、企業債と他会計負担金を合わせまして決算額が8,659万1,500円で、そのうち仮受消費税は0円でございます。支出におきましては、資本的支出

といたしましては、建設改良費と企業債償還金を合わせまして決算額が1億4,089万4,559円で、そのうち仮払消費税は472万6,336円でございます。したがって、差引、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,430万3,059円は、減債積立金1,000万円、建設改良積立金784万8,685円、当年度損益勘定留保資金3,414万7,818円および当年度消費税資本的収支調整額230万6,556円で補てんいたしました。

次に、3ページの損益計算書をご覧ください。営業収益といたしましては、給水収益とその他営業収益を合わせまして2億7,847万8,170円、営業費用といたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費およびその他営業費用を合わせまして2億7,422万5,226円、したがって、営業利益は425万2,944円でございます。

営業外収益といたしましては、受取利息及び配当金、補助金、加入金および雑収益を合わせまして2,600万4,918円、営業外費用といたしましては、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息と雑支出を合わせまして963万5,112円で、営業収支は1,636万9,806円の黒字、したがって、経常利益は2,062万2,750円となりました。特別利益、損失はございませんので、当年度純利益は同じく2,062万2,750円、前年度繰越利益剰余金は3,533万9,714円でございますので、当年度未処分利益剰余金は5,596万2,464円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)をご覧ください。これは、地方公営企業法第32条第1項で利益が出た場合は、利益の20分の1以上を減債積立金に積み立てる必要がございます。また、任意積立金にも積み立てできることから積み立てるものです。当年度未処分利益剰余金といたしましては、3ページから4ページでご説明申し上げましたとおり5,596万2,464円で、利益剰余金処分額といたしまして減債積立金に1,000万円を積み立て、建設改良積立金に1,062万2,750円を積み立てたく、ご提案申し上げます。積み立てたといたしますと、翌年度繰越利益剰余金は3,533万9,714円になります。

次に、貸借対照表をご覧ください。まず、資産の部です。固定資産といたしましては、有形固定資産は土地・建物・構築物などを合わせまして19億618万905円、無形固定資産は施設利用権のみで1,127万2,639円、投資はございませんので、固定資産合計として19億1,745万3,544円となるもので



ございます。

次に、9ページの流動資産といたしましては、現金預金、未収金および貯蔵品を合わせまして1億8,660万936円でございます。したがって、資産合計は21億405万4,480円となるものでございます。

次に、負債の部です。固定負債といたしましては、修繕引当金のみでございます。440万円、流動負債といたしましては、未払金と前受金を合わせまして5,993万5,120円でございます。したがって、負債合計は6,433万5,120円となるものでございます。

次に、資本の部です。資本金といたしましては、自己資本金は、繰入資本金と組入資本金を合わせまして4億1,789万5,296円、借入資本金は、企業債のみで2億9,410万1,192円でございます。したがって、資本金合計は7億1,199万6,488円となるものでございます。

次に、剰余金といたしましては、資本剰余金は、受贈財産評価額、工事負担金および工事補助金を合わせまして12億535万5,704円、利益剰余金は、減債積立金、建設改良積立金および当年度未処分利益剰余金を合わせまして1億2,236万7,168円でございます。したがって、剰余金合計は13億2,772万2,872円となりまして、資本合計は20億3,971万9,360円、負債資本合計は21億405万4,480円となるものでございます。

なお、11ページから附属書類といたしまして、これらの細部資料を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、平成19年度水道事業会計決算についての内容説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（寺島健一）** それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。小林代表監査委員。

**○代表監査委員（小林徳男）** それでは、ただいまご報告されました平成19年度の竜王町一般会計ならびに特別会計の決算審査結果、それから、竜王町水道事業会計の決算審査の結果、これについてご報告を申し上げます。

まず最初に、一般会計ならびに特別会計の審査結果についてでございます。これにつきましては、去る平成20年8月26日付をもちまして、町長宛てに『平成19年度竜王町歳入歳出決算並びに竜王町土地開発基金等運用状況審査意見書の提出について』ということで報告をさせていただいたところでございます。この写しが皆さまのお手元にあると思っておりますが、これに基づきましてご報告を申

上げたいと思います。ただ、この内容につきましての概要についてご報告申し上げたいと思います。したがって、先ほど申し上げました意見書の中身と一字一句合わない部分があるかもわかりませんが、ひとつこの点ご了解のほどよろしくお願いを申し上げます。

まず審査の期日でございますが、一般会計につきましては、7月1日をはじめ都合7日間、特別会計につきましては、7月4日をはじめといたしまして都合4日間、実施をさせていただいたところでございます。

次に審査の方法でございますが、町長より審査に付されました平成19年度各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書につきまして、関係職員の説明を聴取しながら、計数の正確性および収入・支出の事務が法令に基づいて適正に処理されているかを確認するとともに、関係諸帳簿および証拠書類と照合精査を行い、また、予算執行状況の適否についても慎重に審査をいたしたところでございます。

次に、決算の概要について申し上げます。意見書では2ページからでございます。

まず、財政状況についてでございますが、歳入決算額は59億1,161万2,000円、歳出決算額は55億4,193万8,000円となりまして、歳入歳出差引額は3億6,967万4,000円となりました。これを前年度比較で見ますと、歳入につきましては10億7,475万9,000円の減少となりました。歳出につきましても11億7,266万4,000円の減少となりまして、歳入歳出とも大幅に減少した結果となっております。

減少いたしました主な要因は、前年度におきまして町債の借り換えに伴います歳入歳出が計上されていたことに伴うものであります。また、実質収支額、単年度収支額においても黒字となっております。最終的な実質単年度収支額におきましても、3億2,846万4,000円の黒字決算となっております。

歳入の中に占めます自主財源につきましては、48億4,031万9,000円となりまして、前年度と比較いたしまして8億3,942万2,000円と大幅に増加した結果となっておりますが、この主な要因は、自主財源の中の大きな柱であります町勢が40億2,444万2,000円となり、前年度比較で9億442万7,000円増加したことによるものであります。

町税増加の要因につきましては、税源移譲ならびに定率減税の廃止に伴う個人町民税の増加、特定企業の収益増加に伴います法人税の増加および特定企業の建

物および償却資産の増加に伴います固定資産税の増加によるものが主なものでございます。

一方、国県支出金等の依存財源につきましては10億7,129万3,000円となりまして、前年度に比較いたしまして19億1,418万1,000円と大幅な減少となっておりますが、主な要因は、前年度歳入に町債の借換発行分17億1,490万円が加算されていたことによるものであります。

また、歳出総額につきましても、前述しましたとおり前年度比較で大幅に減少しておりますが、主な要因は、前年度の歳出額に町債の借り換えに伴う費用借入分を一旦全額返済した金額が計上されていたことによるものであります。

歳出を款別に見ました場合、民生費が金額・率とも最も多く、次いで諸支出金、公債費、教育費の順となっております。項目別には、民生費、農林水産業費、諸支出金等が増加しておりまして、公債費、土木費、総務費等が減少しております。

この中で、主な増減項目を見てみますと、意見書では6ページからになりますが、農林水産業費でございます。決算額は6億6,246万3,000円となりまして、前年度比較で1億2,145万4,000円の増加となりました。増加の主な要因は、土地開発基金よりの土地の購入費用、農村総合整備事業費等の支出によるものでございます。

次に公債費でございますが、決算額は7億2,163万円となりまして、前年度比較で15億3,186万6,000円と大幅な減少となりました。減少しました主な要因は、前述いたしましたとおり、前年度の歳出額に町債の借り換えに伴い既往の借入分を一旦全額返済したことによる支出金を計上したことによるものであります。

次に民生費でございますが、決算額につきましては9億6,629万2,000円となりまして、前年度比較で8,319万7,000円の増加となりました。増加の主な要因は、東近江圏域共同事業委託料補助金、自立支援給付費、後期高齢者医療システム開発委託料、児童手当等の事業支出によるものでございます。

次に諸支出金でございますが、決算額は7億4,949万6,000円となりまして、前年度比較で2億9,501万3,000円の増加となりました。増加の主な要因は、基金への積立金の増加によるものであります。この中で主な積立は、財政調整基金へ2億8,988万9,000円、教育厚生施設等整備基金へ2億11万1,000円等の増加によるものでございます。

次に、主な指標について見てみます。意見書では8ページからになりますが、

まず、財政力指数でございますが、財政力を判断する指数として用いられて、この指数が高いほど財源に余裕があるとされておりまして、この数値が単年度で1を超えると普通交付税の不交付団体になってきます。当町の財政力指数は、平成19年度で見ますと、単年度の指数が1.136となっておりまして、この結果、当年度も普通交付税の不交付団体となっております。

次に経常収支比率でございますが、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられておりまして、通常75%程度に収まるのが妥当と考えられております。この数値が高いほど財政が硬直化していると言えます。平成19年度につきましては、経常的経費充当一般財源となります公債費および繰出金が増加したものの、経常的一般財源となる町税が大幅に増加したことによりまして、比率が低下した結果となっております。

次に、公債費比率でございます。財政構造の健全性を保っていくためには、通常、この比率が低いことが望ましいとされています。平成19年度は各比率とも比率算出の分母となります標準財政規模が前年度と比較いたしまして減少しましたこと、および分子となります元利償還金が増加したこと等が主な理由となって、比率が上昇（悪化）した結果となっております。

なお、実質公債費比率につきましては過去3年平均の数値を公表されておりますが、平成19年度を単年度で見ました場合、21.8%と極めて高い数値になっておりますことから、今後この比率が上昇していくことが予想されます。

次に、町債残高について申し上げます。意見書の9ページでございます。平成19年度末の町債残高は、一般会計・特別会計の合計で125億6,079万4,000円となり、前年度と比較いたしまして3億552万9,000円減少いたしております。

主な会計別の増減内訳につきましては、一般会計で3億7,239万6,000円減少いたしておりますが、下水道特別会計で6,818万3,000円増加いたしております。

平成19年度中の起債及び償還につきましては、一般会計では起債額が2億2,830万円、償還額は6億69万6,000円、特別会計では起債額3億3,160万円、償還額2億6,473万3,000円であります。一般会計におけます年度中の起債の内訳は、臨時財政対策債で1億7,250万円、中学校大規模改造事業債で4,200万円、臨時地方道整備事業債で890万円、防災まちづくり事業債で490万円となっております。

また、特別会計におけます起債は、公共下水道事業に伴う発行分3億3,160万円であります。

次に、町税収入未済額および不納欠損状況についてでございます。意見書では9ページ以降でございます。平成19年度末の町税の収入未済額は、合計で1億646万8,000円となっておりますが、これは前年度比較で1,547万2,000円と、前年度に引き続き大幅に増加した結果となっております。増加額の科目別内訳は、個人町民税で1,391万1,000円、固定資産税で129万円および軽自動車税で28万3,000円、それぞれ増加しております。また、法人町民税につきましては、1万2,000円減少しております。

収入未済額については、日頃から担当課を中心に減少に向けて努力されているところでありまして、当年度の場合特に個人町民税の収入未済額が大幅に増加しておりますことから、その原因を十分に調査し、減少に向けての実効ある対策を講じられることが必要であると判断いたします。

なお、平成19年度の不納欠損処理額は19名で、金額で743万5,000円となっております。処理につきましては、税法の規定に基づき各々適正に処理されていることを認めました。

次に、特別会計について申し上げます。意見書では10ページ以降でございますが、平成19年度特別会計の決算状況は、第14表のとおりでございますが、歳入決算額は6会計合計で35億3,497万2,000円となりまして、前年度に比較いたしまして3億941万1,000円の増加となっております。また、歳出決算額は34億1,762万2,000円で、前年度と比較いたしまして3億868万1,000円の増加となり、歳入・歳出とも増加した結果となっております。

この中で、主な会計別の結果について見てみますと、まず最初に、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）でございます。12ページでございますが、決算額は歳入総額で9億4,280万7,000円、歳出総額で8億8,409万1,000円となりまして、歳入歳出差引額5,871万6,000円を翌年度に繰り越しております。決算額は、前年度比較で歳入・歳出とも大幅に増加いたしております。

また、平成19年度末におけます保険料の収入未済額は5,786万円となっております。前年度比較で478万4,000円増加しておりますが、近年、収入未済額の増加が著しく、この原因について徹底した調査を行い、実効ある対

策を立案される必要があるものと判断いたします。

2番目に国民健康保険事業特別会計（施設勘定）でございます。意見書では13ページでございます。医科の決算額は、歳入総額1億42万2,000円、歳出総額8,607万3,000円となりまして、歳入歳出差引額1,434万9,000円を翌年度に繰り越しております。

歯科の決算額は、歳入総額5,266万円、歳出総額で4,973万8,000円となりまして、歳入歳出差引額292万2,000円を翌年度に繰り越しております。

医科は歳入・歳出とも前年度比較で増加、歯科は歳入・歳出とも減少いたしております。

次に、老人保健医療事業特別会計でございますが、決算額につきましては、歳入総額9億4,677万8,000円、歳出総額9億7,353万1,000円となりまして、歳入歳出差引額で2,675万3,000円の赤字決算となりましたため、赤字額を翌年度の繰上充用金にて補てんした決算となっております。

次に、下水道事業特別会計でございますが、意見書では14ページでございます。決算額は歳入総額9億593万3,000円、歳出総額は8億7,045万5,000円となりまして、歳入歳出差引額3,547万8,000円を翌年度に繰り越しいたしております。

平成19年度末におけます使用料の収入未済額は、642万5,000円となっております。前年度末比較で57万円の増加となっております。

一方、町債の発行残高は、平成19年度末現在で56億5,553万5,000円となっております。前年度末比較で6,818万3,000円の増加となりました。本特別会計の町債残高につきましては、事業の進展とともに増加いたしておりますが、下水道事業の普及という、いわばインフラ整備に伴うものであり、やむを得ないものと言えますが、財政状況が極めて厳しくなっている状況でもあり、今後の運営には十分な留意が必要と考えます。

なお、平成20年3月末におけます当町の下水道普及率は、農業集落排水事業を含めて76.8%でございます。滋賀県全体の83.5%に比べまして6.7ポイント低くなっております。

以上が、各特別会計の主な概要でございます。

次に、基金残高について申し上げます。意見書の15ページからでございます。

平成19年度末の基金残高につきましては、16億9,152万9,000円と

なっております。前年度末比較で5億4,174万8,000円増加いたしております。増減の内訳は、財政調整基金で2億2,579万円、教育厚生施設等整備基金で2億13万6,000円、減債基金で5,034万5,000円、土地開発基金で6,919万3,000円、それぞれ増加しているのが主な増加項目であります。

また、国民健康保険事業（医科）の財政調整基金では、462万7,000円減少いたしております。

いずれの基金につきましても、当町の重要な財産といたしまして確実な運用がなされていることを認めました。

次に、一時借入金の状況でございます。平成19年度中の一時借入金の最高残高は2億円でございます。内訳はすべて一般会計での借入となっておりまして、当年度の一時借入限度額17億4,000万円、このうち一般会計の借入限度は10億円でございますが、この範囲内で調達をされておりました。

なお、一時借入のために要しました平成19年度分の支払利息の合計は、42万9,041円となっております。

次に、土地開発基金の運用状況でございますが、17ページでございます。平成19年度末におけます土地開発基金の残高は、2億5,070万5,000円となっておりまして、前年度末比較で230万7,000円増加をしておりますが、増加の内訳は、受取利息を積み立てしたものでございます。

平成19年度末におけます土地の現在高は1万628.15㎡となっておりまして、年度中に2万868㎡減少いたしましたが、その原因は農林公園用地および農林公園施設用地を行政財産に移管したことに伴うものでございます。

土地現在高の内訳につきましては、診療所用地で1,270㎡、篠原駅周辺整備用地で1,417.15㎡、その他が7,941㎡となっております。

貸付金は、一般会計に対する貸付金8,500万円でございます。

なお、平成19年度末におけます土地開発基金に属します現金の現在高は1億2,748万7,000円となっており、前年度末比較で6,919万3,000円増加いたしておりますが、これは前述しました土地を行政財産に移管したことに伴います代金を受領したもの、および受取利息の入金分でありまして、従来からの保有現金と併せまして確実に運用されていることを認めたところでございます。

最後に、総括意見を申し上げます。以上が、平成19年度の歳入歳出決算なら

びに竜王町土地開発基金等の運用状況についての決算概要でございます。一般会計については、歳入・歳出とも前年度比較で大幅に減少いたしておりますが、前年度には町債の借換えに伴う歳入・歳出が計上されていたことによるものでありまして、これを除外して見ますと実質的には増加していると見ることができます。

内訳としては、歳入面では町税・地方交付税・県支出金・繰越金等が増加しましたが、地方譲与税・繰入金・町債等が減少いたしております。歳出面では民生費・農林水産業費・諸支出金等が増加しており、総務費・土木費・公債費等が減少いたしております。

このような状況の中で、決算内容につきましては、会議や委員会の報償費、補助金の交付等において減額補正すべきものができておらず、結果として不用額の発生に結びついたものが見られた。2つ目に、団体への補助金支出のうち、借入金の償還補助として支出されているものが、返済期限の9ヶ月も前に対象先の口座へ振込されているものがあり、運営面で厳格化することが必要と感じるものが見られた等の事例が見られましたが、これらを除いてはほぼ適正に運営されていると見受けました。

また、審査にあたり関係諸帳簿との照合、計数の確認ならびに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、審査を通じて、各会計とも諸経費の削減に向けて努力されていることは感じることはできました。

なお、平成19年度の場合、歳入歳出総額は、前述しましたとおり前年度と比較して大幅に減少しておりますが、一方では、町民税をはじめとします町税は大きく増加した結果となっております。この内容を見た場合、税源移譲に伴う個人町民税の増加や、一部企業の業績好調とこれに伴います設備投資に支えられた結果であるとも見ることができます。

一方で、次年度以降、実質公債費比率等の各種指標の悪化が予想されることは前述しましたとおりでございますが、このような状況の中で、今後の財政運営を考えた場合、基本的には歳入面は今後も年々厳しさを増してくること。2つ目には、経常経費の増加に伴いまして、歳出面では増加傾向が続くこと等、財政の硬直化が進む要因が潜在化していることを念頭に置いて財政運営に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、予算の編成段階から歳出面全般について従来の感覚や前例にとらわれず、今一度抜本的に個々の支出について必要性の検討を徹底したうえで取り組みすることが必要であると考えます。



次に、今回の審査を通じて気づいた事項について申し上げます。滞納整理のあり方についてでございます。平成19年度末における収入未済額は、町税・国民健康保険税・下水道使用料・介護保険料の合計で1億7,437万2,000円となっておりまして、前年度と比較いたしますと2,089万円増加した結果となっております。

項目別の内訳を見ますと、個人町民税および国民健康保険税が特に大幅に増加しておりまして、2項目の増加額は1,869万5,000円となりまして、全体の増加額の大半を占めておりますが、中でも国民健康保険税につきましては3年連続で大幅に増加いたしております。

この問題につきましては、前年度も同じ内容のことを総括意見の中で申し上げたところであり、担当課におきましてもそれなりの施策を実施されておられますが、収入未済についての点検を実施していた中で感じましたことは、介護保険料の収入未済額が、制度が開始されて日が浅いにもかかわらず、それなりの滞納金額になっていることでもあります。平成19年度末におけます介護保険料の収入未済額は361万8,000円となっておりますが、人数では156名と多数の滞納者が発生している状況であります。しかも、この中で特に問題でありますのは、滞納者の中の16名が既に死亡していることでもあります。このことは、竜王町として介護保険料の請求をする先が存在しないことになり、大きな問題であると考えます。このことにつきまして、町税・国民健康保険税等すべての滞納者に作成されています「滞納者整理個表」を、介護保険料についても点検いたしました。滞納者について交渉記録の記入がほとんどなく整理が極めて不十分である。2つ目に、交渉により滞納が解消された個表が未整理の中に混在している等、作成されているものの、ほとんど活用された形跡がない状態であり、このことは滞納者に対する督促・交渉等が行われていないと判断せざるを得ない状態であります。これが、死亡している滞納者の処理が放置されている原因につながっていると判断することもできます。

また、実際には督促・交渉等が行われていたとしても、記録がないため、今後の滞納整理を行うための実効ある対策を立案する場合の判断を阻害する要因にもなりかねないものと判断をいたします。

以上のことを踏まえたうえで、死亡している滞納者に対する処理につきましては、担当課において早急に具体的な処理方法を検討し、実施されること。2つ目に、滞納整理のあり方につきましても、今一度原点に立ち、確実な施策を実施さ

れること。このことを徹底されることが必要であると判断をいたします。

以上、今回の審査を通じて気づいた点について申し述べましたが、最近の国内の景気動向は、原油高騰によります企業や家庭へのコスト上昇、消費低迷によります企業の売上不振、企業の業績低下によります収益減少等が重なり、長く続きました上昇局面から、減速局面を越えて後退局面に入ったと言われておりまして、今後の見通しは厳しいものが予想されております。このことは、当町をはじめとします地方自治体の財政面を考えますと、次年度以降の税収減少という、極めて厳しい影響が懸念される状況になっております。

このような状況の中で、当町が当町独自の特徴のある施策を実施していきながら、一方では歳入・歳出面のみならず内容的にもバランスのとれた財政運営を目指して努力され、最終的には住民の福祉向上に寄与するよう努力されることを期待いたしまして、総括意見といたします。

以上、平成19年度の決算審査の結果について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、先ほども申し上げましたように、町長宛ての意見書の写しが皆様のお手元にございますと思っておりますので、それをご覧になっていただきますと幸いです。よろしくお願ひします。

続きまして、平成19年度竜王町水道事業会計決算審査の結果について申し上げます。これにつきましては、去る8月7日付けをもちまして、町長宛てに『平成19年度竜王町水道事業会計決算審査意見書の提出について』ということで提出させていただいているところがございます。写しがお手元にあると思っておりますので、これに基づきまして報告をさせていただきます。

まず、審査の対象でございますが、平成19年度竜王町水道事業会計決算関係書類および業務状況ならびに証憑類、関係諸帳簿、出納取扱金でございます。

審査の期日は、平成20年6月5日に実施をいたしました。

審査の内容および結果についてでございますが、決算書類の審査にあたりましては、運営面におきまして予算に沿った執行となっているか、また、地方公営企業法の規定に則り企業の財政状態および経営成績を適正に表示しているか、経済性を基本とした運営がなされてきたか等について主眼をあてて審査を行いました。

計数については、各々正確であるかを詳細に精査いたしました。また、関係諸帳簿、証憑類は、定められた規定により適正に処理されているか検査を行い、さらに、取扱金の出納状況や滞納整理状況についても、関係者の説明を聴取しながら

ら慎重に実施したところでございます。

まず初めに経営の状況でございますが、平成19年度の経営状況は、まず、経営の基本となります給水戸数は72戸増加いたしまして3,639戸となりました。また、給水人口につきましては前年度末と変わりなく、1万2,695人となっております。給水戸数の増加の主な要因は、特定企業の社員寮への入居者増加によるものであります。

配水量につきましては、年間で178万4,913 $\text{m}^3$ となりまして、前年度と比較いたしまして水量で10万7,129 $\text{m}^3$ 、率にいたしまして6.4%、それぞれ増加いたしております。

また、有収水量につきましては、年間で152万4,583 $\text{m}^3$ となりまして、前年度比較の水量で4万5,352 $\text{m}^3$ 、率にいたしまして3.1%、それぞれ増加した結果となっております。このように有収水量が増加したことにより、水道事業の売上高と言うべき「給水収益」が増加した結果となっております。

有収水量が増加したことにつきましては、大口需要先であります町内の企業によります使用量の増加が複数の企業において見られることから、これが全体の使用量が増加した要因であると考えられます。この結果、給水収益を含む営業収益は2億7,847万8,170円となりまして、前年度と比較いたしまして715万138円増加した結果となっております。

また、営業外収益につきましては、全体で2,600万4,918円となりました。これは、前年度と比較いたしまして162万6,613円増加した結果となっておりますが、町からの補助金収入が増加したことが主な要因となっております。

この結果、水道事業収益全体では3億448万3,088円となりまして、前年度と比較いたしまして877万6,751円増加した結果となりました。

次に支出面でございますが、営業費用におきまして、まず総係費が、委託料および人件費が減少したこともありまして、前年度比較で減少いたしましたものの、2番目に、配水量の増加に伴いまして県よりの受水費が増加したこと、3番目に、漏水修理によります修繕費および路面復旧費等が増加したこと、4番目に、固定資産の除却発生に伴いまして資産減耗費が増加したこと等の理由によりまして、営業費用全体では前年度比較で300万3,989円増加しております。

また、営業外費用につきましては、企業債利息が減少したものの、不納欠損処理額が増加しましたことから、前年度比較では増加いたしております。

以上によりまして、水道事業費全体では2億8,386万338円となりましたが、これは前年度に比較いたしまして315万5,941円増加しております。

この結果、経常利益におきまして2,062万2,750円の利益となりましたが、これは前年度に比較いたしまして562万810円の増加となっております。

次に予算の執行状況についてでございますが、収益的収支のうち支出面におきまして多くの不用額が発生しておりますが、諸経費の節減努力によるものと併せまして、一部の項目において見込み額より少なかったことが主な理由でありまして、事業の性格から見てやむを得ないものと判断いたしますが、今後は不用見込み額の一層の減額補正に努めるとともに、予算の作成段階から収益的収支・資本的収支とも項目ごとに十分に検討を行ったうえで予算計上されることが必要であると判断いたします。

3番目に、企業債について申し上げます。平成19年度におけます企業債の発行・償還ならびに残高につきましては、表のとおりでございます。当年度の発行額は2,860万円ですが、内訳は、県水配水池補塩施設設置工事に伴うものでございます。なお、当年度の償還は計画のとおり順調に償還されているものと認めます。

4番目に、一般会計からの補助金についてでございますが、平成19年度中におけます一般会計からの補助金は1,880万円でありまして、前年度と比較いたしまして180万円の増加となっております。

次に、有収水量の推移についてでございますが、平成19年度の有収水量は152万4,583 $\text{m}^3$ となっておりまして、前年度に比較いたしまして4万5,352 $\text{m}^3$ の増加、率にいたしまして3.1%の増加となっております。また、有収率は85.41%となりましたが、これは、前年度と比較して2.76ポイントと大きく低下した結果となっております。

有収率につきましては、近年順調に上昇しておりましたが、前年度に引き続いて平成19年度も低下いたしてございまして、2年間で4.34ポイントの有収率が低下したことになります。有収水量・有収率とも企業としての収益性を高めるための重要な項目であり、担当課においても有収率が低下した原因につきましてはそれなりに把握されてはいますが、低下の原因を十分に分析し、実効ある対策を講じなければならない時期が到来しているものと判断いたします。

6番目に未収金についてでございますが、平成20年1月末現在の使用料未収金につきましては2,131万2,627円となっておりまして、前年同期に比較

いたしまして138万5,692円減少しております。この未収金残高につきましては、年々増加傾向にあり、増加額自体も近年は増加してきており、未収金問題が水道事業会計におけます重要な課題になってきておりましたが、平成19年度につきましては、前述のとおり前年度比較で減少した結果となりました。

減少した金額の内訳につきましては、不納欠損処分によります減少分が116万8,946円となっておまして、これを除きました金額21万6,746円が、担当課を中心に回収に努めた結果の正味の減少金額であると言えます。

このように、過去増加一方であった未収金が、少額とは言え実質的に減少したことは、担当課を中心に減少に努力された結果であると考えます。しかしながら、一面ではまだ高額の未収金が存在しており、今後についても実効ある対策を継続的に実施されることにより、未収金の減少とともに収益性の向上にも一層努力されることを期待いたします。

次に不納欠損処理についてでございますが、平成19年度の不納欠損処分は、件数で12件、金額で116万8,946円の処理がなされております。処理の内容につきましては、いずれも規定に則って処理されておまして、適切であると認めます。

最後に、総評を申し上げます。平成19年度水道事業会計決算状況の審査を実施いたしました。審査にあたりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認を慎重に行いましたが、その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費については、節減のため努力されていることは感じることができました。

当年度の決算状況は、別表の『比較損益計算書』のとおり増収増益の結果となりましたが、この要因は、水道事業の商品であります「水」の売上が増加したことによるものであり、これが最終利益の増加にも結びついたものであると言えます。

しかしながら、利益が増加したにもかかわらず、一方で町からの補助金収入が増加している状況が、当年度を含め過去2年間続いています。この補助金の金額算出方法については、それなりの根拠とルールに基づいて実施されていますが、今後の町全体の財政状況を考えた場合、再検討する必要があるのではないかと考えます。

以下に、今回の決算審査を通じて感じた点について意見として申し述べます。

有収率の低下についてでございます。平成19年度の有収率につきましては、前述いたしましたとおり85.41%となりまして、前年度と比較いたしまして

2.76ポイント減少した結果となっております。この問題につきましては昨年も同じ内容を意見として問題提起をしましたが、昨年度に続き当年度も減少しております。過去2年間における有収率は4.34ポイントと、大きく低下いたしております。

当年度の場合、配水量では前年度比較で10万7,129<sup>m</sup>増加いたしておりますが、有収水量におきましては4万5,352<sup>m</sup>の増加にとどまっております。この差額6万1,777<sup>m</sup>が不明水として消えたこととなります。これに当年度の供給単価を乗じて販売価格に換算しますと1,119万2,756円となりまして、大きな金額が消えた計算となります。

この不明水につきまして担当課が把握されている内容は、まず1番目に、配水池タンクの水入替えに伴う内部洗浄を行ったこと、2番目に、配水管布設替工事に伴い、本管および仮設管の内部洗浄を行ったこと等の理由によりまして、約1万2,600<sup>m</sup>の水が業務上使用されたとのことでありますが、残りの水量につきましては、特定の地域における漏水によるものであるとのことであります。

業務に伴い使用した水量についてはやむを得ないものと考えますが、漏水による不明水の発生は、水道事業会計の収益に直結するものでございます。下水道工事の普及に伴い水道管の布設替工事が進んだこともありまして、近年の有収率は順調に上昇してきましたが、過去2年間につきましては大きく低下し、その理由が漏水によるものであることが上記により推測することができます。

この漏水の状態をこのまま放置しておいたならば、平成20年度の有収率はより以上に低下するであろうと予想することができます。したがって、当該地域における根本的な漏水対策を早急に講じなければならない時期が到来しているのではないかと考えます。このことが水道事業会計を長期的観点で考えた場合、収益性を高めるうえで非常に重要であると判断いたしますので、前向きに検討いただきますことを期待いたしまして問題提起とさせていただきます。

以上、今回の決算審査を通じて感じた点を申し上げ、総評といたします。以上でございます。

○議長（寺島健一） 引き続き、提案理由の説明をお願いいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 続きまして、報第4号および報第5号につきまして、ご報告いたします。

報第4号、平成19年度竜王町健全化判断比率および報第5号、平成19年度竜王町資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第3条第1項および第22条第1項の規定により、ご報告申し上げるものでございます。

まず、平成19年度竜王町健全化判断比率につきましては、それぞれ決算数値に基づき算出いたしました結果、実質赤字比率および連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%に対し15.8%、将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350%に対しまして159.3%となるものでございます。

次に、平成19年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算出いたしました結果、水道事業・下水道事業ともに資金不足が発生せず、資金不足比率については、該当なしとなるものでございます。

以上をもちまして、議第48号から議第65号までの18議案および報第4号・報第5号の2報告すべてにつきまして、順を追って提案理由を申し上げますので、よろしくご審議を賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

**○議長（寺島健一）** 続きまして、審査報告をお願いいたします。小林代表監査委員。

**○代表監査委員（小林徳男）** それでは、今年度から新しく実施されました健全化判断比率ならびに資金不足比率の審査の結果について申し上げます。これにつきましては、去る8月26日付けで町長宛てに、『平成19年度竜王町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の提出について』ということで提出させていただいているところでございます。その写しがお手元にあると思いますので、これに基づいて報告させていただきます。

まず、審査の対象でございますが、平成19年度竜王町一般会計等の健全化判断比率算出にかかる関係書類および平成19年度竜王町公営企業会計の資金不足比率算出にかかる関係書類について、審査を実施いたしました。

審査の期日でございますが、7月29日および8月4日、2日間にわたって実施させていただいたところでございます。

審査の方法でございますが、町長より審査に付されました平成19年度竜王町一般会計等の健全化判断比率算出書類ならびに基礎資料および平成19年度竜王町公営企業会計の資金不足比率算出書類ならびに基礎資料につきましては、関係職員の説明を聴取しながら、算出が法令に基づいて処理されているか、計数は正確であるかについて主眼を当てて審査を実施いたしました。

次に、各比率の結果について申し上げます。これにつきましては、実質赤字比率・連結実質赤字比率および資金不足比率、この3つにつきましては、赤字および資金不足が発生している場合のみ、この比率が正数表示されるというルールになっております。したがって、皆さんのお手元に届いております比率は、実質赤字比率・連結実質赤字比率・資金不足比率、これらにつきましては黒字でございますから、該当なしということで、横棒になっていると思います。私が報告しますのは、該当なしでも極めて赤字に近い黒字であるのか、あるいは資金不足に近い状態であるのか。その辺が、実数を表示しないことにはわからないと思いましたので、あえてマイナスの数字表示をしておりますが、実数を入れて報告させていただいているところでございます。

では、申し上げます。最初に、実質赤字比率でございますが、平成19年度竜王町の早期健全化基準は15.0%でございます。それに対しまして実績は-9.4%ということで、実質収支額が黒字になっております。

2番目に、連結実質赤字比率は、平成19年度竜王町の早期健全化基準が20.0%ということになっております。それに対しまして、平成19年度竜王町の実績は-16.7%ということになりました。これにつきましては、実質収支額+資金不足額+剰余金が黒字でございます、このような状況になっております。

3番目に実質公債費比率でございますが、平成19年度竜王町の早期健全化基準は25.0%でございますが、これに対しまして実績は15.8%、これは3年平均の数値を公表されておりますが、この数値でございます。こういうことになっております。したがって、当年度の比率では問題はないものの、19年度単年で見ました場合、21.8%となっております、次年度以降数値の上昇が予想されるというように思います。

4番目に将来負担比率でございますが、平成19年度竜王町の早期健全化基準は350.0%ということでございまして、実績は159.3%となっております、早期健全化基準の範囲内でございます。

最後に資金不足比率でございます。これは、平成19年度竜王町の早期健全化基準につきましては20.0%と、こういう形になっております。それに対しまして同じく平成19年度水道事業会計資金不足比率は、実数表示いたしますと-45.5%、同じく平成19年度下水道事業特別会計資金不足比率につきましては-54.4%ということになりまして、水道事業会計・下水道事業特別会計とも黒字でございます、資金不足は発生してございませんという結果になってお



ります。

最後に、審査の結果と意見について申し上げます。すべての比率につきまして、まず1点目、定められた計算式に則りまして正しく計算が行われたか。2番目に、計算を行うための元となります数字は正しい数値が記入されているかについて詳細に精査いたしました。その結果、いずれの比率についても正しい計算式により正しい数値が使用されており、算出された比率は正しいものであることを認めました。

なお、今回の審査を実施して感じた点につきまして、下記のとおり意見として申し上げます。まず第1点目に、実質公債費比率が前述しましたとおり今後上昇することが予想されておりますことから、一層の効率的な財政運営を徹底される必要があると判断いたします。

2点目に、公営企業会計の資金不足比率を算出する計算式が、流動資産から流動負債を差し引いて資金不足額を算出する計算式となっておりますが、この流動資産の中に含まれる未収金を、規定ではすべての金額を計算式に加えることになっているとの担当課の説明であります。未収金の中には過去何年もの間、未収となっているものが含まれており、このような未収金までが資産として計上されることに大きな疑問を感じます。未収金の内容を十分に点検し、将来収納できる可能性が低いものについては、これを除外したうえで未収金として資産に計上することが、健全化法の趣旨を考えたときに必要であると考えます。

このことにつきましては、前述しましたとおり当町の資金不足比率についても、定められた規定に則りまして正しく計算されて算出されておりますので、このことを否定するものではありませんが、今後の財政運営面での参考のために問題提起とさせていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 以上で提案理由の説明が終わりました。この際、日程第21、報第4号および日程第22、報第5号の2報告について、質疑がありましたらこれを認めることにいたします。質疑ありませんか。11番、若井議員。

**○11番（若井敏子）** それでは、質疑がこの時間にあるというふうなことは、事前の全協でも何も説明がなかったものですから、準備をしているわけではないので、町長にお伺いしたいと思います。

監査委員さんはほかの決算審査の中でもあげておられますし、またこの財政健全化判断比率および竜王町公営企業会計資金不足比率等の審査についても述べ

ておられますので、この監査委員さんのご指摘を町長自身はどのように受け止めておられるのかということについて、お伺いしたいと思います。

今ありました資料でいきますと2ページにありますけれども、ほかの部分でもおっしゃっていらっしゃいますが、効率的な財政運営を徹底されることが必要だというふうに書かれておられます。先の方では、私は非常に監査委員さんは丁寧に見ておられるし、最後の総括的意見、一般会計の総括的意見についても非常に、本当に町民の皆さんの福祉を充実させるためにどうしたらいいのかというところでの総評をされていることも非常に評価しているところで、本当に一緒に考えていかなければいけないところだなと、議会としても考えないといけないところだなというふうに思っているところですが、2ページで言いますと、実質公債費比率が今後も上昇することが予想されるので、一層効率的な財政運営を徹底されることが必要であると書かれているわけですが、私はこの間、全協等で町長が財政の問題に触れてお話をされるのは、恐らく監査委員さんのそういう意見を今まで聞いておられる、この間聞かれたことからお話をされるのかなというふうに予想しているところですが、この効率的な財政運営を徹底させるということは、具体的に言えばどういうことだというふうに受け止めておられるのかについて、お伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** ただいま若井議員さんから財政の運用についてのご質問をいただきました。私はまだまだ数字的に詳しい内容までわからないのでございますけれども、実質公債費比率につきまして一度申し上げたことがございます。

25%が基準ということで書かれているわけでありまして、その前の段階で18という数字がございまして、この数字をオーバーするような内容になりますと、起債発行に対して許可を求めなければならないということが起こってくる、こういう報告を受けたわけでありまして、私も勉強しますとそういう内容でございまして、今、単年度でいきますと、もう既に監査委員さんからも報告ございましたように、21.8という数字になるということでございますので、こういった面もあわせると、今後やはりしっかりと財政運営をしていかないといけないのではないかなという具合に思っているわけでございます。当初から私は、やはりこれからの地方自治、財政をしっかりと仕立てていく、このことが地方自治体の存続の一番の条件ではないかということ、これはもう選挙中から訴えてきたことでございますので、議員さん指摘のとおり、どういった中身でというところ

ろまで詳しく答えられませんけれども、これから皆さんからご指導いただいたり、あるいは監査委員さんからの監査の内容を一つの指標といたしまして、しっかりと中身を点検しながら、改善すべきはやはり思い切って改善していく、しかし、片方では必要な経費もあるわけでございますので、そのあたりがこれから私に課せられた課題ではないかなという具合に思っております。

いずれにいたしましても、財政の面、議員の皆様方から細かいこと、お気づきになられたこと、いろいろとご指摘なりご指導いただきまして、町政の運営に資してほしいという具合に思っておるところでございます。簡単でございますけど、お答えになったかどうかわかりませんが、私の財政に対する取り組みというところで回答させていただきました。

○議長（寺島健一） 11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） 要は、何かいろいろ言われたけれども、「よくわからないのです」という話ですね、今の答えは。効率的な財政運営を徹底されるということはどういうことだと思いになるのですかという質問をしたのです。何やかや言われたけれども、「具体的にはよくわからない」というのが回答なんですね。もう1回確認しておきますね。

どうなんでしょうね。財政をしっかり立てていく。財政をしっかり立てていくのが基本ではないと私は思うのです。考え方が違うと言われたら、また違うのかもしれないのですけれども、だから、監査委員さんが先に言われたことを引用しているのですけれども、一般会計で言われたところを引用しているのですけれども、いかに住民の福祉を向上させるのかということが、最終的には住民の福祉向上に寄与することを努力しろということを一一般会計で言っておられるのですよね。要は、地方自治とは何かと言ったら、住民の福祉をどれだけよくするかということが地方自治体の一番大きな仕事なわけですね。一番大きな仕事を進めていくうえで何が大事なのかということと、もちろんそれは財政と切り離せないのですけれども、選挙中もそうだったのですけれども、町長の今日のお話の中でも、財政が上に来るのですよ。財政を何とか立て直さなければならない。そうしたら住民福祉はどうしてくれるのかというのが、今の時点で住民の皆さんの一番の心配なんです。何人もお話を聞いていると、「財政、財政」とか、たとえば職員を減らして職員の給料を減らせとか、議員も減らせ、議員の報酬も減らせというようなことをこの間ずっと言っておられるけれども、何をされるのかという話が一番住民の皆さんの心配なのです。私はそこを聞きたくて質問しているわけですね。

れども、要は今具体的にはわからないのだと、どういうことをしたらいいのかわからないというふうにご答弁いただいていると、そういうふうに理解してよろしいですか。お願いします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま、また若井議員さんから再質問をしていただきました。

私は、福祉をないがしろにするとか、そういうことを申し上げているのではございません。今、議員さんがご指摘なさったのは、私が選挙に取り組むまでの広報なり、あるいは私の出しておりました機関紙、そういった中でのこととお話しなさっているのだと思いますけど、やはり財政の運営につきましては、厳しい中でございますので、優先順位というのでしょうか、あるいは人の生活を、あるいは人を守るということを私は申し上げておりますので、そういったことをやはり優先的にもっていくのか。これは私のこれからの財政を運営するその中の課題という具合にも考えております。したがって、今の段階では何が一番で何が二番かという答えも非常に難しいところでございますけれども、財政的に厳しいところに追いやられた中での運営となりますと、人の生活が一番ということかもしれませんけれども、これは私のこれからの自分自身の勉強でもありますし、議員さんからいろいろご指摘、ご指導いただく中で進めていきたいということでございます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。1番、岡山議員。

○1番（岡山富男） 私は、報第5号の竜王町資金不足比率についてということで、竜王町では、今も監査委員さんのお言葉から、まず大丈夫ということはあったのですが、確か、日にちはわからないのですが、京都新聞で京都府と滋賀県の関係で、この問題点等が出ていたと思います。これを建設水道課の田中課長が見ておられたと思うのですが、その時に近隣の市町、竜王町は載っていなかったのですが、どこら辺が上下水で黄色信号、ここ5年間で黄色信号が出るよというのが出ていたと思いますが、そこら辺の状況がもしわかれば教えていただきたいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま岡山議員さんから、新聞に載ったという話の中で、竜王町はなかったのですが、今後、竜王町におきまして黄色信号はいつごろかという話がございました。

県の方でもまとめがありますので、県の状況を報告も待ちながら判断をしよう

と思っております。回答になったかどうかわかりませんが、状況待ちということ  
でお願いいたします。

申し訳ございません。岡山議員さんからの件で、私自身、今、新聞の情報は得  
ておりません。以上です。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第21 報  
第4号および日程第22 報第5号の2報告について、報告を終結いたします。

本日の議事日程は、全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、  
散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後3時02分